

議 決 事 項

公告第 8 号

宮城県国民健康保険診療報酬審査委員会規則の一部を改正する規則

宮城県国民健康保険診療報酬審査委員会規則（平成 26 年規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条に次の 1 項を加える。

2 理事長は、必要に応じ、非常勤専門員を置くことができる。

第 10 条に次の 1 項を加える。

5 理事長は、必要に応じ、専門科再審査委員を置くことができる。

別表第 1 審査専門部会の部会員の項中「月額 100,000 円」を「日額 30,000 円」に改め、同表非常勤専門員の項中「15,000 円」を「22,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則施行の際、現に委員等に就任している者に支給する平成 27 年 1 月分の報酬の額については、理事長の辞令による発令行為にかかわらず、改正後の宮城県国民健康保険診療報酬審査委員会規則の規定を適用する。

宮城県国民健康保険団体連合会積立資産の管理及び運用に関する規則

宮城県国民健康保険団体連合会積立資産の管理及び運用に関する規則を次のように制定する。

（目的）

第 1 条 この規則は、宮城県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）が保有する積立資産の管理及び運用に関し、宮城県国民健康保険団体連合会規約、宮城県国民健康保険団体連合会財務規則（平成 11 年規則第 2 号）、宮城県国民健康保険団体連合会保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業規則（平成 18 年規則第 10 号）、宮城県国民健康保険団体連合会保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業特別会計経理規則（平成 18 年規則第 11 号）、宮城県国民健康保険団体連合会国保高齢者円滑導入基金事業特別会計経理規則（平成 20 年規則第 6 号）及び宮城県国民健康保険団体連合会国保高齢者医療円滑導入基金管理運営規程（平成 20 年規程第 4 号）等に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(積立資産の種類及び積立限度額)

第2条 連合会は、この規則に基づく積立資産として次の各号に掲げるもの（以下「積立資産」という。）を保有することができる。

- (1) 財政調整基金積立資産
- (2) 職員退職給付引当資産
- (3) 減価償却引当資産
- (4) 国保総合システム導入作業経費積立資産、介護保険システム導入作業経費積立資産、障害者総合支援システム導入作業経費積立資産、特定健診等データ管理システム導入作業経費積立資産及び後期高齢者医療請求支払システム導入作業経費積立資産（以下「電算処理システム導入作業経費積立資産」という。）
- (5) 国保運営資金融資基金積立資産

2 次の表に掲げる一般会計又は特別会計に、それぞれ同表に定める積立資産を設ける。

| | |
|----------------------|---|
| 一般会計 | 財政調整基金積立資産 減価償却引当資産 |
| 診療報酬審査支払特別会計 | 財政調整基金積立資産 減価償却引当資産 国保総合システム導入作業経費積立資産 |
| 介護保険事業関係業務特別会計 | 財政調整基金積立資産 減価償却引当資産 介護保険システム導入作業経費積立資産 |
| 障害者総合支援法関係業務等特別会計 | 財政調整基金積立資産 減価償却引当資産 障害者総合支援システム導入作業経費積立資産 |
| 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計 | 財政調整基金積立資産 減価償却引当資産 特定健診等データ管理システム導入作業経費積立資産 |
| 後期高齢者医療事業関係業務特別会計 | 財政調整基金積立資産 減価償却引当資産 後期高齢者医療請求支払システム導入作業経費積立資産 |
| 国保運営資金融資特別会計 | 国保運営資金融資基金積立資産 |
| 職員退職手当特別会計 | 職員退職給付引当資産 |

3 前項の積立資産の積立限度額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 財政調整基金積立資産（前項の特別会計に設けられたものに限る。） 当該年度における当該特別会計に属する手数料（業務勘定において歳入科目として計上されるものをいう。以下同じ。）収入額の1割相当額
- (2) 職員退職給付引当資産 当該年度の翌年度以降5年以内に退職が見込まれる者に支給する退職手当の要支給額
- (3) 減価償却引当資産 固定資産に係る減価償却累計額の合計額

- (4) 電算処理システム導入作業経費積立資産 現行の電算処理システム（第5条第1項に規定する電算処理システムをいう。）の更改の際に要した導入作業経費（運用試験に係る経費、データを変換する費用及びシステムの切替えまでに要した導入作業に係る費用等（減価償却資産の取得に充てるための経費を除く。）をいう。以下同じ。）相当額
- (5) 国保運営資金融資基金積立資産 理事会の同意を得て理事長が別に定める額

(財政調整基金積立資産)

第3条 財政調整基金積立資産は、事業を運営する上で不測の事態による収入不足が生じた場合において、その不足額を補填し、財政の安定化を図るため、所要の額を積み立てて管理及び運用を行うものとする。

- 2 財政調整基金積立資産（前条第2項の特別会計に設けられたものに限る。次項において同じ。）は、当該年度末において、全額を取り崩し、新たに積み立てる方法により経理するものとする。
- 3 財政調整基金積立資産の予算及び決算は、予算にあつては過去の手数料収入額の実績を基に推計した当該年度の手数料収入額の見込額によりその額を設定し、決算にあつては当該年度の手数料収入額の1割相当額をもって設定する。

(職員退職給付引当資産)

第4条 職員退職給付引当資産は、職員に支給する退職手当の支払いに充てるため、所要の額を積み立てて管理及び運用を行うものとする。

- 2 職員退職給付引当資産として各年度に積み立てることができる上限額は、当該年度の翌年度以降5年以内に退職が見込まれる者に支給する退職手当の要支給額の5分の1に相当する額とする。

(減価償却引当資産)

第5条 減価償却引当資産は、連合会が所有し、又はリースする建物、備品、電算処理システム（国保総合システム、介護保険システム、障害者総合支援システム、特定健診等データ管理システム及び後期高齢者医療請求支払システムをいう。以下同じ。）等の固定資産（減価償却の対象となる物品を含む。）の更新、更改、機能強化等に備えるため、所要の額を積み立てて管理及び運用を行うものとする。

- 2 減価償却引当資産として各年度に積み立てることができる上限額は、固定資産の取得価額又は当該取得価額の9割相当額を基に定額法（リース資産にあつてはリース期間定額法を含む。）又は定率法（旧定率法を含む。）により算出した減価償却費相当額とする。ただし、当該年度末に保有する電算処理システムに係る減価償却引当資産について、過年度において当該上限額に達する額まで積み立てることができなかった年度があった場合は、その差額に相当する額も含めて積み立てることができる。

(電算処理システム導入作業経費積立資産)

第6条 電算処理システム導入作業経費積立資産は、第2条第2項に掲げる特別会計に係る事業を運営するために使用する電算処理システムの更改に伴う導入作業経費に係る費用に充てるため、所要の額を積み立てて管理及び運用を行うものとする。

2 電算処理システム導入作業経費積立資産として各年度に積み立てることができる上限額は、現行の電算処理システムの更改の際に要した導入作業経費相当額を導入年度から次の更改年度の前年度までの年数で除した額とする。ただし、当該上限額に達する額まで積み立てることができなかった年度があった場合は、翌年度以降においてその差額に相当する額を積み立てることができる。

3 電算処理システム導入作業経費積立資産は、各年度の決算時に前項の所要額を計上し、総会の議決をもって確定する。

(国保運営資金融資基金積立資産)

第7条 国保運営資金融資基金積立資産は、保険者等に対し、宮城県国民健康保険団体連合会国保運営資金融資規則（平成3年規則第1号）による国保運営資金の融資を行うため、管理及び運用を行うものとする。

(流用の禁止)

第8条 各特別会計において管理する積立資産は、他の特別会計で管理する積立資産との間で流用することはできない。

(運用収益の処理)

第9条 積立資産の運用から生ずる収益は、当該積立資産を管理する一般会計又は特別会計に係る予算の歳入として処理する。

(積立資産の管理方法)

第10条 積立資産に属する現金は、確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(積立額算定上の端数処理)

第11条 積立資産の積立限度額及び各年度における積立上限額の算定に当たって円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、積立資産の管理及び運用に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年2月12日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に保有している次の表の左欄に掲げる特別会計において管理する中欄の積立金は、それぞれ当該特別会計において管理する同表の右欄に定める積立資産とする。この場合において、職員退職給付引当資産については、第2条第3項の積立限度額を超えている間は、第4条の規定にかかわらず、追加して積立ては行わないものとする。

| | | |
|--------------|-----------|----------------|
| 国保運営資金融資特別会計 | 国保融資資金積立金 | 国保運営資金融資基金積立資産 |
| 職員退職手当特別会計 | 職員退職手当積立金 | 職員退職給付引当資産 |

(宮城県国民健康保険団体連合会事務局組織規則の一部改正)

- 3 宮城県国民健康保険団体連合会事務局組織規則(平成19年規則第2号)の一部を次のように改正する。
第3条第2項第3号中「積立金」を「積立資産」に改める。

(宮城県国民健康保険団体連合会レセプト電算処理システム積立金規則の廃止)

- 4 宮城県国民健康保険団体連合会レセプト電算処理システム積立金規則(平成4年規則第6号)は、廃止する。

宮城県国民健康保険団体連合会財務規則の一部を改正する規則

宮城県国民健康保険団体連合会財務規則(平成11年規則第2号)の一部を次のように改正する。

第49条第1項第1号中「積立金」を「積立資産(次条第1項に規定するものをいう。)」に改める。

第50条の見出しを「(積立資産)」に改め、同条第1項中「次条の」を「、その保有する目的に沿った」に、「財政調整積立金等を積み立てる」を「次の各号に掲げる積立資産を保有する」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 財政調整基金積立資産
- (2) 職員退職給付引当資産
- (3) 減価償却引当資産
- (4) 電算処理システム導入作業経費積立資産
- (5) 国保運営資金融資基金積立資産
- (6) 国保高齢者医療制度円滑導入基金積立資産
- (7) 高額医療費共同事業運営基金積立資産

第50条第2項を次のように改める。

- 2 前項の積立資産から生ずる収益は、同項第1号から第5号までに掲げる積立資産についてはこれらの積立資産を管理する一般会計又は特別会計の歳入として処理し、同項第6号及び第7号に掲げる積立資産については当該積立資産にすべて編入しなければならない。

第50条第3項中「積立金」を「積立資産に属する現金」に、「準じて」を「定めるところにより」に改める。

第51条の見出しを「(積立資産の取崩し及び運用)」に改め、同条第1項を次のように改める。

第51条 積立資産は、当該積立資産を保有する目的に適合すると認められる支出に充てる場合に限り、その全部又は一部を取り崩すことができる。

第51条第2項中「積立金」を「積立資産」に、「掲げる場合に運用する」を「定めるところにより、一時的に運用し、又は貸し付ける」に、「一時運用」を「一時的に運用」に、「貸付する」を「貸し付ける」に、「貸付」を「貸付け」に改める。

第82条の次に次の1条を加える。

(長期継続契約)

- 第82条の2 第15条の6の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産若しくは電子計算機、複写機、車両その他の物品を借りる契約を締結することができる。この場合において、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

第 83 条第 1 項、第 84 条各号列記以外の部分及び第 86 条第 3 号中「積立金」を「積立資産」に改める。
別表第 1 中「積立金」を「積立資産取得費」に、「積立」を「積立て」に改める。

附 則

この規則は、平成 27 年 2 月 12 日から施行する。

宮城県国民健康保険団体連合会事務局組織規則の一部を改正する規則

宮城県国民健康保険団体連合会事務局組織規則（平成 9 年規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(任期付職員)

第 4 条の 2 事務局に、専門的な知識経験が必要とされる業務等に従事させるため、任期を定めて採用する職員（以下「任期付職員」という。）を置くことができる。

2 任期付職員の採用及び給与の特例に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

宮城県国民健康保険団体連合会の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則

宮城県国民健康保険団体連合会の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則を次のように制定する。

(目的)

第 1 条 この規則は、宮城県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）の職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第 2 条 理事長は、専門的な知識経験を有する者をその者が有する当該専門的な知識経験を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

第 3 条 理事長は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが業務の円滑な運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 理事長は、任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが業務の円滑な運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(任期)

第4条 第2条の規定により採用される職員の任期は、5年を超えない範囲内で理事長が定める。ただし、その任期が5年に満たない場合にあっては、あらかじめ当該職員の同意を得て、採用した日から5年を超えない範囲内においてその任期を更新することができる。

2 前条の規定により採用される職員の任期は、3年（同条第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延長された場合その他やむを得ない事情により同条の規定により任期を定めて採用された職員の任期を延長することが必要な場合で、同条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないときにあっては、5年。以下この項において同じ。）を超えない範囲内で理事長が定める。ただし、その任期が3年に満たない場合にあっては、当該職員の同意を得て、採用した日から3年を超えない範囲内においてその任期を更新することができる。

3 理事長は、前2項の規定により任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員にその任期を明示しなければならない。第1項ただし書及び前項ただし書の規定により任期を更新する場合についても同様とする。

(一般任期付職員の級別資格基準表の適用方法等の特例)

第5条 第2条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「一般任期付職員」という。）であって、その者が有する専門的な知識経験、従事する業務等に照らして、宮城県国民健康保険団体連合会職員の任用に関する規則（平成13年規則第8号。以下「任用規則」という。）第8条に規定する試験のうちいずれかの試験の結果により採用された者に相当すると認められるものについては、任用規則別表第2に定める級別資格基準表（以下「級別資格基準表」という。）の試験欄の採用試験の区分のうち当該試験に対応する区分を適用することができる。

(一般任期付職員の号俸の決定の特例)

第6条 新たに一般任期付職員となった者の号俸は、採用の日の前日から、級別資格基準表を適用する場合における当該職員の経験年数に相当する期間を遡った日に採用され、引き続き在職したものとみなして、当該遡った日において、任用規則別表第6に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）を適用して得られる初任給（前条の規定の適用を受ける職員にあっては、同条の規定による級別資格基準表の区分と同一の初任給基準表の試験欄の区分を適用して得られる初任給）を基礎とし、かつ、連合会の他の職員との均衡を考慮して、昇格、昇給等の規定を適用した場合に当該採用の日に受けることとなる号俸を超えない範囲内において決定することができる。

(給与の特例)

第7条 第3条の規定により任期を定めて採用された職員の給料月額は、その者に適用される宮城県国民健康

保険団体連合会職員の再任用に関する規則(平成14年規則第11号)別表第3に定める給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

(任期付職員の採用)

第8条 第3条の規定による任期付職員の採用は、当該任期付職員の職が次の各号のいずれかに該当し、選考により採用を行うことができる場合を除き、競争試験によるものとする。

- (1) 競争試験を行っても十分な競争者が得られないと認められる職
- (2) 前号に掲げるもののほか、特別な事情により競争試験によることが不適当又は不必要であると理事長が認める職

(補則)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

宮城県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払規則の一部を改正する規則

宮城県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払規則(平成19年規則第10号)の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「並びに繰出金、積立金及びレセプト電算処理システム」を「繰出金、積立金並びにレセプト電算処理システム及び保険者間調整」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮城県国民健康保険団体連合会職員退職手当積立金規程を廃止する規程

宮城県国民健康保険団体連合会職員退職手当積立金規程(平成47年規程第2号)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成27年2月12日から施行する。

公告第9号

欠員役員の補充について

七ヶ宿町長の梅津輝雄理事が平成26年9月23日付けをもって本会理事を退任したため、平成26年2月14日開催の平成25年度第2回通常総会議決に基づき、その後任理事として下記の者が就任したので報告する。

記

| 役名 | 新任役員 | 就任年月日 | 推薦母体 |
|----|--------------|------------|--------|
| 理事 | 大河原町長 伊勢敏 | 平成26年9月24日 | 宮城県町村会 |

公告第10号

平成27年度事業計画

第1 基本方針（重点項目）

審査支払機関としてこれまで以上に審査支払業務の充実強化に取り組むとともに、保険者の共同体として、保険者ニーズに応える事業展開を行うこと等を基本方針とし、国民健康保険制度、介護保険制度及び後期高齢者医療等の円滑かつ健全な運営に資するとともに、関係団体等と連携を図りながら、各種事務事業を展開する。

併せて、今年度においても引き続き被災保険者に対し、継続的支援を行う。

なお、次の項目を重点項目として取り組みを行う。

1 国保制度長期安定化への対策

- ・医療保険制度の一本化及び国保財政の安定化対策を国保制度改善強化全国大会を通じ国に改善要請

2 医療費適正化対策の強化

- ・審査業務の充実強化
- ・審査委員会の円滑な運営

3 保険者事務共同処理事業の充実及び次期システムの推進

- ・国保総合システムと本県独自システムの安定稼働による保険者事務の効率化の支援強化
- ・新国保制度に対応した次期システムの導入に係る対応

4 保健事業の積極的な推進

- ・保険者支援事業の充実強化
- ・データヘルス計画の推進

5 介護保険関係業務の推進

- ・介護給付適正化対策事業の保険者支援の充実

6 被災市町に対する継続的支援

- ・保険者機能の充実のためソフト面での支援の継続

第2 会務運営に関する事業

- 1 会務運営等の具体的方針を決定するための諸会議の開催

第3 事業振興に関する事業（国保制度長期安定化への対策を含む）

国民健康保険制度改善強化実行運動の展開及び国民健康保険等功労者の表彰等国保事業の振興発展を図るために事業を実施する。

- 1 国保制度改善強化策
- 2 国民健康保険事業功労者表彰

第4 診療報酬審査支払等業務（医療費適正化対策の強化を含む）

各種診療報酬額決定・調定を行い保険者からの納入後、期日までに保険医療機関への支払を実施する。

- 1 国保、後期高齢者医療及び各種公費診療報酬納入支払業務
- 2 審査業務の充実強化
- 3 国保診療報酬審査委員会の円滑な運営
- 4 柔道整復療養費審査委員会の円滑な運営

第5 保険者事務共同事業（電算、第三者、財政安定化、高額医療費、高齢者医療制度円滑導入、乳幼児、特別徴収事務、出産育児）

保険者事務共同処理事業の充実及び次期システムの推進

- 1 国保総合システムを活用した業務の推進及び保険者業務支援システムの利用による保険者支援の推進
- 2 国保中央会等との連携によるシステムの機能改善と安定的運用の推進
- 3 後期高齢者医療請求支払システム等の業務の推進
- 4 第三者行為求償事務
- 5 保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業等
- 6 国保高齢者医療円滑導入基金事業
- 7 社会保険乳幼児共同処理
- 8 出産育児一時金等の直接支払
- 9 医療機関に係る返還金処理業務

第6 国保運営資金融資事業

- 1 国保運営資金融資事業

第7 保険者支援事業（研修及び支援事業、調査研究、広報、啓発）

- 1 保険者支援事業の推進
- 2 医療費・疾病分析等資料の作成
- 3 広域連合受託業務
- 4 広報誌みやぎの国保の発行
- 5 国保情報の提供
- 6 国保新聞購読助成
- 7 広報パンフレット及びポスター等の作成

第8 保健事業

1 地域医療と保健対策事業の充実

(1) 国保診療施設協議会及び関係組織への積極的支援

- ・宮城県国保診療施設協議会の運営
- ・東北地方国保診療施設協議会への参画
- ・全国国保診療施設協議会への参画

(2) 保健・医療・福祉に関する情報等の共有

2 保険者保健事業との連携及び保険者支援事業の充実強化

(1) 保険者保健師等との連携

- ・保健師・栄養士等各種研修会運営委員会
- ・国保・保健・衛生関係職員の情報等の共有

(2) データヘルス計画の推進

- ・データヘルスに関する各種研修会の開催
- ・国保連合会保健事業支援・評価委員会の運営

(3) 市町村保健事業支援モデル事業等の共同企画の支援

- ・市町村保健事業支援モデル事業
- ・市町村保健事業支援事業

(4) 在宅保健活動者による市町村への積極的支援

- ・在宅保健活動者の活動
- ・在宅保健活動者連絡協議会運営の充実強化
- ・市町村保健事業支援事業への支援

(5) 国保料(税)収納対策

- ・保険料(税)収納業務の充実・強化

3 その他共同目的達成事業等

国保財政・国保運営等の充実・強化に資するため、効果的な運営に努める。

- ・宮城県国保運営協議会の運営
- ・東北地方国保運営連絡協議会への参画
- ・全国国保運営連絡協議会への参画

第9 特定健診・特定保健指導データ管理

特定健診等データ管理の適正な運用

- ・システムの効率的な運用
- ・システムに関する研修会の開催

第10 介護保険に関する事業

1 関係機関との連携に関する事業

- ・担当職員説明会の開催
- ・介護保険調査研究委員会
- ・国保中央会等説明会への参加

- ・東北地方国保協議会関係
- ・保険者支援の充実・強化
- 2 指定事業者等への適正な情報等の提供
 - ・県・仙台市主催事業者説明会への参加
- 3 審査支払業務の円滑な運営
 - ・介護給付費審査委員会の運営
 - ・介護給付費等のインターネット請求の推進
 - ・システムを活用した効率的な業務の運用
 - ・ホームページの活用
- 4 介護給付適正化対策事業の保険者支援の充実
 - ・関係機関との連携
 - ・国及び県との連携による事業の推進
 - ・介護給付縦覧点検事務の推進
- 5 年金特別徴収経由機関事務等の円滑な運用
 - ・年金特別徴収経由機関事務
 - ・年金生活者支援給付金経由機関事務
- 6 苦情処理に関する事業

苦情相談等に対して適切で迅速な対応を行い、介護サービスの質の向上を図る。

 - ・介護サービス苦情処理委員会の円滑な運営
 - ・システムを活用した効率的な業務の運用
 - ・介護サービスの質の向上に関する事業の実施
 - ・介護サービスワンランクアップ事業
- 7 高額医療・高額介護合算事務の円滑な運用

国保・後期等関係システムと連携し、適正かつ迅速な情報の交換を実現し的確な処理を実施する。

第11 障害者総合支援に関する事業

- 1 関係機関との連携に関する事業
 - ・担当職員説明会の開催
 - ・国保中央会等説明会への参加
 - ・保険者支援の充実・強化
 - ・県・仙台市主催事業者説明会への参加
- 2 支払業務の円滑な運営

迅速で適正かつ公正な審査支払業務等を円滑に行うため、次の業務を行う。

 - ・システムを活用した効率的な業務の運用（障害）

第12 後期高齢者医療広域連合からの受託業務の拡大

- 1 療養費支給申請書点検業務
- 2 診療（調剤）報酬明細書点検業務

第13 被災市町に対する継続的な支援

東日本大震災により甚大な被害を受けた市町に対する支援

第14 保険者協議会

広域的な保健事業の実施

- 1 保険者協議会の各種会議の運営
- 2 特定健診等集合契約代表者会議の運営

○具体的事業内容

第2 会務運営に関する事業

| 事業項目 | 事業内容 |
|-----------------------------|---|
| 1 会務運営等の具体的方針を決定するための諸会議の開催 | (1) 機関会議 ア 通常総会 2回(7、2月) イ 理事会 3回(7、12、2月) ウ 監事会 1回(7月) エ 三役会議 (随時) (2) 調査研究 ア 国保(介護)問題調査研究委員会・小委員会 イ 国保(介護)主管課長・国保組合事務(局)長会議 (3) 会計監査関係 ア 外部監査 3回計9日間(6、9、2月) イ 監事会事前調査 1回(6月) ウ 定期検査 例月・定期(6、11月) (4) 国保中央会関係 ア 理事会・定期総会 イ 全国常勤役員会議 ウ 全国事務局長会議 (5) その他 ア 複式簿記財務諸表の作成、検証及び分析複式簿記の運用 |

第3 事業振興に関する事業(国保制度長期安定化への対策を含む)

国民健康保険制度改善強化実行運動の展開及び国民健康保険等功労者の表彰等国保事業の振興発展を図るために事業を実施する。

| 事業項目 | 事業内容 |
|-------------|---|
| 1 国保制度改善強化策 | (1) 国保制度改善強化全国大会への参画及び陳情事項の実行運動 ア 国保制度改善等東北地方国保協議会決議事項の中央陳情 イ 国保制度改善強化全国大会(11月) (2) 県国保運営協議会連絡会との連携 ア 国保関係予算対策実行運動の実施 イ 全国大会決議事項陳情(予算関係) ウ 政府予算獲得実行運動 |

| | |
|-----------------|--|
| 2 国民健康保険事業功労者表彰 | (1) 厚生労働大臣表彰 (2) 国民健康保険中央会表彰 (3) 宮城県国民健康保険団体連合会理事長表彰 |
|-----------------|--|

第4 診療報酬審査支払等業務（医療費適正化対策の強化を含む）

各種診療報酬額決定・調定を行い保険者からの納入後、期日までに保険医療機関への支払を実施する。

| 事業項目 | 事業内容 |
|------------------------------|---|
| 1 国保、後期高齢者医療及び各種公費診療報酬納入支払業務 | (1) 保険者からの納入 ア 毎月 18日 (2) 保険医療機関への支払 ア 毎月 20日（電子請求分） イ 月末前日（紙請求分） ※上記各期日は休日の関係で変動すること (3) 債権譲渡への対応 ア 保険医療機関及び介護保険事業所等の債権譲渡等に関する管理及び処理を行う。 |
| 2 審査業務の充実強化 | (1) 電子レセプト請求に伴う事務審査体制の充実 ア 重点審査の効率的推進 イ 高額（7万点以上）審査の充実強化 (2) レセプト画面審査による事務審査の効率化及び事務共助の充実強化 ア 事務点検支援システムによる審査の質の向上 イ 「審査事務共助支援システム」及び「入院・外来チェックシステム」を利用した事務審査の充実強化 ウ 国保総合システムの円滑な運用 (3) 縦覧・横覧・突合審査の充実及び効率的運用の推進 ア 国保総合システムによる医科レセプトの縦覧及び横覧点検の充実強化 イ 国保総合システムによる医科と調剤レセプトの突合点検の拡充及び効率的運用 ウ 一次審査及び突合審査に係る職員への事務付託事項の精査及び管理 (4) 審査情報の積極的活用による審査の質の向上 ア 情報の共有化の推進及び査定率向上に向けた取り組みの強化 イ 審査情報の収集とデータベース化 ウ 審査結果照会システム等を活用した一次審査への効率的運用 |

3 国保診療報酬審査委員
会の円滑な運営

(1) 診療報酬審査委員会

審査委員会は、公益を代表する委員、保険者を代表する委員及び保険医代表の審査委員（それぞれ同数）をもって組織され、法第88条に基づき委員は県知事が委嘱し任期は2年間である。

ア 会 期 現行毎月4日間から毎月5日間へ拡大、【会期外】毎月2日間（会期前）

イ 委員定数 63人以内

ウ 選出区分 公益代表：21名 保険者代表：21名 保険医代表：21名

毎月、委員会開催中には土曜日開催をはじめ全員協議会を開催するとともに再審査部会及び運営委員会並びに審査専門部会を会期外に開催し、審査の充実及び運営の円滑化に努める。

(ア) 審査委員会期間及び開催曜日の固定化

⇒会期内を現行4日間から5日間に拡大し、試行的に実施する。

(イ) 同一審査委員に対する一次審査と二次審査の配分

⇒平成26年2月の運営委員会に提出したテスト結果に基づき、実施する。

(ウ) 電子レセプトの増加に伴い、適正かつ効率的な審査体制を確立するため、常務処理審査委員の増員を図りたい。

(2) 全員協議会

審査委員の意思統一を目的として、再審査部会の協議事項の審議を行うと共に、審査方法及び基準等についての全体協議を行い、審査基準の統一化を図る。

(3) 再審査部会

審査基準及び審査方針等について協議するとともに、再審査の申立があった保険医療機関等への対応について審議する。

ア 再審査部会員 医科10人、歯科4人

イ 専門科再審査委員 医科14人（各専門科1～2人）

(4) 審査専門部会

高点数レセプト等について専門的に審査するため、審査委員会会長が審査委員から専門部会員を推薦し、理事長が任命する。

ア 審査専門部会員 医科10人

※ 一定点数以上（7万点以上40万点未満）診療報酬明細書及び特に専門的な審査を必要とする診療報酬明細書

(5) 特別審査

国保法第45条第6項の規定により、厚生労働大臣の定める診療報酬の審査については、国民健康保険中央会に設置する特別審査委員会に委託する。

審査対象となる診療報酬明細書は、医科40万点以上（ただし、心・脈管に係る手術を含むものについては70万点以上）、歯科は20万点以上を対象とする。

| | |
|-----------------------------|--|
| <p>4 柔道整復療養費審査委員会の円滑な運営</p> | <p>(1) 柔道整復療養費審査委員会</p> <p>柔整審査委員会は、学識経験を有する者、保険者を代表する者及び施術担当者を代表する者をもって組織され、委員は本会理事長が委嘱し任期は2年間である。</p> <p>ア 会 期 毎月1回開催</p> <p>イ 委員定数 9人</p> <p>ウ 選出区分 学識経験を有する者：3人 保険者を代表する者：3人 施術担当者を代表する者：3人</p> <p>(2) 適正な審査の充実強化</p> <p>「国民健康保険法」及び「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく柔道整復師の施術に係る療養費の支給申請書を適正かつ効率的に審査するため、毎月の審査において、「多部位施術」「長期施術」及び「頻回施術」の算定について重点的に審査を行うなど、適正な審査の充実強化を図る。</p> <p>(3) 関係機関との連携</p> <p>平成25年8月から審査委員会が分離開催になったことから、国保と社保の審査委員会の状況や適正化への取り組み等について、全国健康保険協会（協会けんぽ）宮城支部と情報交換を行い、審査委員会の円滑な運営を図る。</p> |
|-----------------------------|--|

第5 保険者事務共同事業（電算、第三者、財政安定化、高額医療費、高齢者医療制度円滑導入、乳幼児、特別徴収事務、出産育児）

保険者事務共同処理事業の充実及び次期システムの推進

| 事業項目 | 事業内容 |
|--|---|
| <p>1 国保総合システムを活用した業務の推進及び保険者業務支援システムの利用による保険者支援の推進</p> | <p>(1) 国保総合システムと本県独自システムの安定的運用を図るために事業を実施する。</p> <p>ア 国保担当職員初任者研修会</p> <p>イ 電算共同処理事務担当者職員研修会</p> <p>ウ 保険者巡回訪問</p> |
| <p>2 国保中央会等との連携によるシステムの機能改善と安定的運用の推進</p> | <p>(1) 次期国保総合システムの検討状況に関する説明会</p> <p>(2) 国民健康保険料（税）適正算定マニュアル研修会</p> |

| | |
|--------------------------|---|
| 3 後期高齢者医療請求支払システム等の業務の推進 | (1) 広域連合との連携による業務の推進 |
| 4 第三者行為求償事務 | (1) 求償事務の代行 (2) 求償事務の指導、相談及び調査並びに相談員派遣 (3) 交通事故通報 (4) 求償事務研修会 (5) 求償事務巡回相談 |
| 5 保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業等 | (1) 保険財政共同安定化事業 ア 市町村国保間の保険料(税)の平準化と財政の安定化を図るため、各市町村国保からの拠出による保険財政共同安定化事業を実施する。 イ 「国保財政運営の都道府県単位化推進」のための制度改正に対応し、市町村へ正確かつ迅速な情報提供を実施する。 (2) 高額医療費共同事業 ア 高額な医療費の発生による国保財政の急激な影響を緩和するため、各市町村からの拠出による高額医療費共同事業を実施する。 (3) 超高額医療費共同事業 ア 国保中央会を実施主体とし、国庫補助を基に高額医療費共同事業の安定化と保険者の財政運営の不安定緩和を目的に実施する。 |
| 6 国保高齢者医療円滑導入基金事業 | 国保高齢者医療円滑導入基金事業 ア 「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱」により国が支払う一部負担金の一部に相当する額(指定公費負担医療費)の支払い並びに本事業を実施するにあたって必要なシステム開発等に係る事業。 |
| 7 社会保険乳幼児共同処理 | 社会保険加入者における乳幼児医療費助成事業の医療費請求書受付、決定、支払業務 ア 社保乳幼児医療費請求書の受付業務 ・ 医療機関から社保乳幼児医療費請求書受付(10日) イ 社保乳幼児医療費請求書の決定業務 ・ エラーチェック、重複請求チェック等の決定業務 ・ 支給資格確認業務 ウ 社保乳幼児医療費請求書の支払業務 ・ 保険者からの納入(18日頃) ・ 医療機関等への支払(早期:20日頃)(通常:28日頃) |

| | |
|------------------|--|
| 8 出産育児一時金等の直接支払 | <p>出産育児一時金直接支払実施医療機関等から請求される専用請求書の受付、決定、支払業務</p> <p>ア 出産育児一時金等専用請求書の受付業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関から正常分娩及び異常分娩の専用請求書受付（10日） ・ 医療機関から早期支払分の専用請求書受付（25日） <p>イ 出産育児一時金等専用請求書の決定業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エラーチェック、重複請求チェック等の決定業務 ・ 過誤調整業務 ・ 異常分娩分における医療保険レセプトとの一部負担金突合チェック <p>ウ 出産育児一時金等専用請求書の支払等業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国決済業務 ・ 保険者からの納入（正常：3日頃）（異常・早期：16日頃） ・ 医療機関等への支払（正常：9日頃）（異常・早期：20日頃） |
| 9 医療機関に係る返還金処理業務 | <p>東北厚生局及び県における保険医療機関等の指導・監査等によって、診療報酬の返還金が発生した場合、保険医療機関等が作成した自主返還に係る書類を元に、保険者へ返還金の処理を行うもの。</p> <p>n 月末 ⇒ 自主返還に係る書類の受付</p> <p>n 月 + 1 及び n 月 + 2 ⇒ 書類の内容及び不備等の確認</p> <p>n 月 + 3 ⇒ 返還金支払</p> |

第6 国保運営資金融資事業

| 事業項目 | 事業内容 |
|--------------|---|
| 1 国保運営資金融資事業 | <p>保険者に対する国保運営資金の融資</p> <p>ア 保険財政の円滑な運営に資することを目的として、国保保険者に対し診療報酬及び審査支払手数料に係る資金の融資を行う。</p> |

第7 保険者支援事業（研修及び支援事業、調査研究、広報、啓発）

| 事業項目 | 事業内容 |
|--------------|--|
| 1 保険者支援事業の推進 | <p>(1) 保険者レセプト点検事務等ブロック別研修会</p> <p>【研修概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 審査情報の伝達について イ 点検ポイントについて（医科） ウ 再審査申立等の注意点について エ 医療と介護の給付調整について オ 質疑応答 <p>(2) レセプト点検巡回支援等による保険者支援</p> <p>レセプト縦覧点検、再審査申立事務等の実地指導及び支援（意向調査後保険者へ出向）</p> |

| | |
|----------------------|--|
| 2 医療費・疾病分析等資料の作成 | 地域における健康問題を分析した上で、医療費適正化等に対する効果的な保健事業の推進に資する。 ア 全疾病分析事業統計表作成 |
| 3 広域連合受託業務 | 後期高齢者医療広域連合二次点検受託業務の円滑な運用 |
| 4 広報誌みやぎの国保の発行 | 広報誌「みやぎの国保」は、各保険者間の情報交換及び連合会事業のPRの媒体として、重要な役割を果たしており、読みやすい紙面構成と読者が安らぎを感じる（読んでもらえる）広報紙の作成を目指す。 本会の各種事業報告、保険者情報、健康・栄養に関する啓蒙・啓発等の内容で構成し、広く国保事業への理解と運営に寄与するため作成し、国保関係者並びに各関係機関に配布するもの。 (4月・7月・10月・1月発行) |
| 5 国保情報の提供 | 国保中央会から提供された情報を関係機関に提供する。 ア 年46回 (スターオフィス等で配信) |
| 6 国保新聞購読助成 | 国保新聞購読料を助成する。 ア 10部につき6,000円、更に1部増毎に600円 |
| 7 広報パンフレット及びポスター等の作成 | 被保険者の健康づくり、国保税(料)の収納率向上対策のためにポスター等の各種媒体により作成し、保険者に配布及び斡旋を行い被保険者に留まらず広く県民に対し、国保制度に対する理解と健康への意識の高揚を図るため、情報誌等を活用し、広報・啓発事業を実施する。 ア 私たちの国保No.48作成(各保険者の依頼にもとづき6月又は8月発行) イ 国保保険料(税)収納率向上対策事業 ウ PRポスター、広報グッズ等作成・配布 |

第8 保健事業

1 地域医療と保健対策事業の充実

(1) 国保診療施設協議会及び関係組織への積極的支援

| 事業項目 | 事業内容 |
|-------------------|---|
| ア 宮城県国保診療施設協議会の運営 | <ul style="list-style-type: none"> ・通常総会 (2月) ・役員会 (1月) ・監事会 (12月) ・開設者・施設勤務医師・事務長合同会議・合同研修会 (1月) |

| | |
|---------------------|--|
| イ 東北地方国保診療施設協議会への参画 | <p>国保直診の機能、役割の強化に資するため、東北7県の国保診療施設関係者が一堂に会し、相互研鑽し連携を密にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東北地方国保診療施設協議会連絡会議 |
| ウ 全国国保診療施設協議会への参画 | <ul style="list-style-type: none"> ・通常総会（6月） ・第55回国保地域医療学会（10月：埼玉県） ・第29回国保現地研究会（5月：宮崎県） |

(2) 保健・医療・福祉に関する情報等の共有

| 事業項目 | 事業内容 |
|--------------------|--|
| 保健・医療・福祉に関する情報等の共有 | <p>健康増進法が施行され、本県においても「みやぎ21健康プラン」を軸とした県民の健康づくり運動が展開される中、県民の一人ひとりが健康で生きがいを持ち、安心して過ごせるような長寿・福祉社会を実現に向け一層充実した事業を展開するため、国保・保健関係者が一堂に会して、高齢者の健康づくりをはじめとした保健活動に係る意見・情報交換を通して意識改革を図り、地域住民の健康保持・増進に寄与する。併せて、国保事業の振興発展に尽力された功績顕著者を表彰するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こくほ健康フォーラムの開催（11月：大和町まほろばホール） <p>「こくほ健康フォーラム21」は大規模イベントとなることから、より有意義に充実した内容となるよう十分な情報収集・検討を行い、自治体及び各関係団体が実施する健康づくり事業事例を広く取り入れ、参加者から高い評価が得られるよう創意工夫を図り、効果的・円滑な運営に努めるもの。</p> |

2 保険者保健事業との連携及び保険者支援事業の充実強化

(1) 保険者保健師等との連携

| 事業項目 | 事業内容 |
|-----------------------|--|
| ア 保健師・栄養士等各種研修会運営委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会（年2回の開催） <p>本会が企画・開催する研修会や支援事業実施の内容について、市町村現場における保健事業の実態を把握し効果的な企画・立案に資するため、「本運営委員会」を開催し委員の意見・要望や情報等を広く聴取し、効果的な研修会の実施及び市町村保健事業を支援するもの。</p> |
| イ 国保・保健・衛生関係職員の情報等の共有 | <ul style="list-style-type: none"> ・市町村国保（国保組合）保健関係者研修会の開催 ・生活習慣病予防対策セミナーの開催 |

(2) データヘルス計画の推進

| 事業項目 | 事業内容 |
|-------------------------------|---|
| <p>ア データヘルスに関する各種研修会の開催</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・国保データベース（KDB）システム研修会の開催 ・国保・後期高齢者ヘルスサポート事業支援事業（PDCAサイクルに沿った保健事業の展開を支援する。） <p style="font-size: 2em; margin: 0;">{</p> <p>全疾病分析データ支援システム及び国保データベース（KDB）システム活用の向上を目指し、両システムの有効活用ができるよう支援するもの。</p> <p style="font-size: 2em; margin: 0;">}</p> |
| <p>イ 国保連合会保健事業支援・評価委員会の運営</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・保健事業支援・評価委員会（年3回の開催） ・保健事業支援・評価委員会支援部会（年3回の開催） ・保健事業支援・評価委員会支援部会委員による保険者への支援（依頼にもとづき随時） <p style="font-size: 2em; margin: 0;">{</p> <p>本県に設置する有識者等による「保健事業支援・評価委員会」の保健事業への助言や評価を支援する。併せて、保険者のデータヘルス計画の実施を支援するため「国保・後期高齢者ヘルスサポート事業支援事業」を新設し、レセプト・健診情報等のデータ分析に基づく効果的なPDCAサイクルに沿った保健事業の展開が行われるよう支援するもの。</p> <p style="font-size: 2em; margin: 0;">}</p> |

(3) 市町村保健事業支援モデル事業等の共同企画の支援

| 事業項目 | 事業内容 |
|-------------------------|--|
| <p>ア 市町村保健事業支援モデル事業</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・レセプトデータ利活用に関するモデル事業（1市町村を対象） ・生活習慣病予防活動・介護予防・健康増進に関するモデル事業（1市町村を対象） <p style="font-size: 2em; margin: 0;">{</p> <p>実施市町村には事業の目的・方針の理解の徹底を図り、システムの有効活用及び地域における事業の継続・他地域への普及拡大が図られるよう支援するもの。</p> <p style="font-size: 2em; margin: 0;">}</p> |
| <p>イ 市町村保健事業支援事業</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり支援事業（17市町村を対象） ・元気な高齢者支援事業（17市町村を対象） ・国保・後期高齢者ヘルスサポート事業支援事業（延べ30市町村を対象） ・その他の支援事業（17市町村を対象） |

(4) 在宅保健活動者による市町村への積極的支援

| 事業項目 | 事業内容 |
|-----------------------|--|
| ア 在宅保健活動者の活動 | <ul style="list-style-type: none"> ・本会が企画する「市町村保健事業支援モデル事業」、「元気な高齢者支援事業」及び「健康づくり支援事業」に主力をおいて支援を行うが、その他、市町村からの保健・衛生に関する支援要請にも可能な限り適宜対応する。そのためには、会員のスキルの維持・向上が必須であり、地域住民の健康維持・増進への意識向上等の普及が図られるよう、効果的な情報提供と研修会等を実施し、組織力の強化を支援するの。 |
| イ 在宅保健活動者連絡協議会運営の充実強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・総会（2月） ・運営委員会（年3回） ・「けやきの会」研修会Ⅰ（9月） 研修会Ⅱ（総会同日） |
| ウ 市町村保健事業支援事業への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり支援事業（健康まつり） ・元気な高齢者支援事業（おしゃれ講座） ・国保・後期高齢者ヘルスサポート事業支援事業 ・その他の支援事業 |

(5) 国保料(税)収納対策

| 事業項目 | 事業内容 |
|------------------|--|
| 保険料（税）収納業務の充実・強化 | <p>税務担当者を対象に、県担当課との連携を図り、より実態に即した効果的な実践に繋がり、国保料（税）収納対策及び国保財政の安定化に資するよう研修会を開催する。具体的には、収納率向上を目的とした、研修会及び広報事業の実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険料（税）収納対策研修会の開催 ・収納率向上対策広報事業 （PRポスター・広報グッズ等の作成、配布） |

3 その他共同目的達成事業等

国保財政・国保運営等の充実・強化に資するため、効果的な運営に努める。

| 事業項目 | 事業内容 |
|---------------------|--|
| ア 宮城県国保運営協議会の運営 | <ul style="list-style-type: none"> ・通常総会（3月） ・委員会（2月） ・監事会（2月） ・市町村国保運協委員及び国保主管課長合同研修会（8月） |
| イ 東北地方国保運営連絡協議会への参画 | <ul style="list-style-type: none"> ・東北地方国保運営協議会代表者連絡協議会 |
| ウ 全国国保運営連絡協議会への参画 | <ul style="list-style-type: none"> ・全国国保運営協議会会長等連絡協議会 |

第9 特定健診・特定保健指導データ管理

特定健診等データ管理の適正な運用

| 事業項目 | 事業内容 |
|------------------|--|
| ア システムの効率的な運用 | <ul style="list-style-type: none"> ・国保・後期データ管理及び費用決済 |
| イ システムに関する研修会の開催 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定健診等データ管理システム研修会の開催 <p>システムの適切かつ円滑な運用管理及び業務処理に努めるとともに、システム操作研修会等を開催し担当者のシステム運用に関する知識等の向上を支援する。</p> |

第10 介護保険に関する事業

1 関係機関との連携に関する事業

| 事業項目 | 事業内容 |
|-------------------|---|
| (1) 担当職員説明会の開催 | 介護保険担当職員研修会（5月） |
| (2) 介護保険調査研究委員会 | 平成27年度国保連合会事業計画及び平成27年度介護保険事業関係特別会計歳入歳出予算等並びに介護保険課事業等に係る検討・協議（10月） |
| (3) 国保中央会等説明会への参加 | <ul style="list-style-type: none"> ア 介護保険システム担当者説明会（随時） イ 介護サービス事業者支援研修会（9月、東京都国保連合会主催） ウ 介護保険担当課長会議（3月） |
| (4) 東北地方国保協議会関係 | 東北・北海道介護保険業務連絡協議会（9月） |

| | |
|-----------------|---|
| (5) 保険者支援の充実・強化 | 介護保険及び障害者総合支援に係る業務処理について、希望のあった市町村に職員が個別に訪問し問題点やシステムの活用及び操作等について説明を行い、業務への理解を深め効率的な業務を支援する。 |
|-----------------|---|

2 指定事業者等への適正な情報等の提供

| 事業項目 | 事業内容 |
|-------------------|--|
| 県・仙台市主催事業者説明会への参加 | ア 介護保険指定事業者集団指導（7月、県主催） イ 介護保険施設等集団指導（5月、仙台市主催） |

3 審査支払業務の円滑な運営

| 事業項目 | 事業内容 |
|-------------------------|---|
| (1) 介護給付費審査委員会の運営 | ア 介護医療部会（毎月開催）・・・介護給付費請求明細書の緊急時施設療養費、特定診療費、特別療養費、所定疾患施設療養費の審査 イ 審査部会（9月、3月）・・・介護医療部会の所掌以外の請求に係る審査 |
| (2) 介護給付費等のインターネット請求の推進 | 介護給付費等のインターネット請求に関する周知及び推進 |
| (3) システムを活用した効率的な業務の運用 | ○介護給付費審査支払システムの運用（標準システムの安定的運用） ア 介護給付費等の請求事務に係る伝送システムの推進強化 伝送分に係る事前チェック及び早期通知の実施 イ 保険者回線の高速化による情報交換機能の充実・強化 ○独自システム（少ない職員で最大の効果を得るため独自システムを活用し効率化を図る） ア 介護保険保険者支援システムの充実 ・電算共同処理帳票の伝送及び資料等の提供 ・保険者支援システム活用に係る操作説明会の開催 イ 問合わせ対応システムを活用し、保険者及び事業所からの問合わせへの迅速で的確な対応 ウ 適正化システムを活用した縦覧点検業務の効率的運用 |
| (4) ホームページの活用 | サービス事業所等に対し、介護保険給付費の請求及び障害介護福祉サービス費等の請求に関する事項について、適宜ホームページを活用し迅速な連絡及び周知による業務の効率化を図る。 |

4 介護給付適正化対策事業の保険者支援の充実

| 事業項目 | 事業内容 |
|----------------------|---|
| (1) 関係機関との連携 | ア 介護給付適正化システム説明会の開催（6月） イ 介護給付適正化システムブロック別説明会の開催（10月） |
| (2) 国及び県との連携による事業の推進 | ア 介護給付適正化担当者説明会（8月、中央会主催） イ 介護給付適正化に係る北海道・東北ブロック研修会（10月、厚生労働省主催） |
| (3) 介護給付縦覧点検事務の推進 | ア 介護給付適正化方針に基づき実施している同業務の円滑な運用及び推進 イ 情報提供等保険者支援の強化 |

5 年金特別徴収経由機関事務等の円滑な運用

| 事業項目 | 事業内容 |
|----------------------|---|
| (1) 年金特別徴収経由機関事務 | <p>国保中央会及び市町村との連携による円滑なデータ授受の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 月次処理 <ul style="list-style-type: none"> a 特別徴収結果情報（年金保険者→中央会→連合会→市町村） b 特別徴収各種異動情報（市町村→連合会→中央会→年金保険者） c 特別徴収各種異動情報件数確認（中央会→連合会→市町村） ・ 年次処理 <ul style="list-style-type: none"> a 特別徴収対象者情報（年金保険者→中央会→連合会→市町村） b 特別徴収依頼通知（市町村→連合会→中央会→年金保険者） c 特別徴収依頼処理結果情報（年金保険者→中央会→連合会→市町村） |
| (2) 年金生活者支援給付金経由機関事務 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 年金特別徴収経由事務のシステムを活用し、年金生活者支援給付金情報について国保中央会及び市町村との連携による円滑なデータ授受の実施（平成27年10月実施） |

6 苦情処理に関する事業

苦情相談等に対して適切で迅速な対応を行い、介護サービスの質の向上を図る。

| 事業項目 | 事業内容 |
|-------------------------|---|
| (1) 介護サービス苦情処理委員会の円滑な運営 | <p>○介護サービス苦情処理委員会の開催（随時）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情申し立てに係る審議 ・ 委員会の審議の結果、調査及び必要な指導・助言の実施 ・ 改善計画等の実施状況調査 |

| | |
|--------------------------|---|
| (2) システムを活用した効率的な業務の運用 | ○ 苦情処理業務支援システムの有効活用 ・ 事例情報配信による情報交換の促進 ・ 事例情報のデータベース化による苦情相談の迅速な対応 ・ 通報情報システム活用による県及び関係機関等との情報の共有化 |
| (3) 介護サービスの質の向上に関する事業の実施 | ア 対人援助サービスに係る理論と技術等をテーマとした「サービスの質の向上に関する市町村担当者、事業所管理者等研修会」を開催し、事業所等における介護サービスの質の向上を図る。 イ 薬剤師会が推進する「健康介護まちかど相談薬局」との連携 |
| (4) 介護サービスワンランクアップ事業 | 事業所指定を受けて概ね3年の事業所に訪問・調査を行い、助言等を行うことでより一層のサービスの質の向上につなげる。 |

7 高額医療・高額介護合算事務の円滑な運用

国保・後期等関係システムと連携し、適正かつ迅速な情報の交換を実現し的確な処理を実施する。

| 区分 | 処理内容 | 実施時期 |
|---------------------|--------------------------|-------------|
| (1) 年次処理 (仮算定処理) | ア 仮算定処理のための受給者台帳の整備 | 10月上旬～11月上旬 |
| | イ 後期高齢者医療と介護保険に係る各種情報の提出 | 11月上旬～2月上旬 |
| | ウ 国保と介護保険に係る各種情報の提出 | 1月上旬～2月下旬 |
| (2) 月次処理 (本算定処理) | ア 支給申請データ受理 | 毎月20日頃 |
| | イ 補正済み自己負担額情報点検 | 毎月7日頃 |
| | ウ 支給額計算処理 | 毎月18日頃 |

第11 障害者総合支援に関する事業

1 関係機関との連携に関する事業

| 事業項目 | 事業内容 |
|-------------------|---|
| (1) 担当職員説明会の開催 | 市町村障害福祉サービス費等給付担当者説明会（6月） |
| (2) 国保中央会等説明会への参加 | 障害者総合支援給付支払等システムに関する都道府県・国保連合会合同担当者説明会 （年4～5回） |
| (3) 保険者支援の充実・強化 | 障害者総合支援に係る業務処理について、市町村に職員が個別に訪問し問題点やシステムの活用及び操作等について説明を行い、業務への理解を深め効率的な業務を支援する。 |

| | |
|-----------------------|--|
| (4) 県・仙台市主催事業者説明会への参加 | ア 市町村等障害福祉担当者会議（11月、県主催） イ 指定障害福祉サービス事業者等集団指導（6月、3月県主催） ウ 指定障害福祉サービス事業者等集団指導（6月、3月県主催） |
|-----------------------|--|

2 支払業務の円滑な運営

迅速で適正かつ公正な審査支払業務等を円滑に行うため、次の業務を行う。

| 事業項目 | 事業内容 |
|------------------------|--|
| システムを活用した効率的な業務の運用（障害） | ○障害者総合支援システムの円滑な運用 ア 障害者総合支援システムの円滑な運用により、保険者審査の支援及び正確で迅速な支払業務の実施 イ 保険者回線の高速化による情報交換機能の充実・強化 ○独自システムの活用 独自システムを活用し、保険者及び事業所からの問い合わせへの迅速かつ的確な対応 |

第12 後期高齢者医療広域連合からの受託業務の拡大

| 事業項目 | 事業内容 |
|-------------------|---|
| 1 療養費支給申請書点検業務 | ○受託業務内容 ア 申請書の搬送及び仕分け イ 申請書の内容点検 ウ 申請書データの作成 エ 支給決定通知書の封入封緘 |
| 2 診療（調剤）報酬明細書点検業務 | ○受託業務内容 ア 医科と調剤の突合点検 イ 介護と医療の突合点検 ウ その他 |

第13 被災市町に対する継続的な支援

| 事業項目 | 事業内容 |
|----------------------------|--------------------|
| 東日本大震災により甚大な被害を受けた市町に対する支援 | 沿岸市町に対する重点的支援活動の実施 |

第14 保険者協議会

広域的な保健事業の実施

| 事業項目 | 事業内容 |
|---------------------|--|
| 1 保険者協議会の各種会議の運営 | <p>保険者協議会の事務局として、本協議会の法定化に基づくその対応の検討を行い、求められる役割に応えられる体制の強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険者協議会 (7月・1月) ・ 企画調査部会 (12月) ・ 保健事業部会 (12月) ・ 構成団体事務担当者打合せ (必要に応じて随時) |
| 2 特定健診等集合契約代表者会議の運営 | 集合契約に係る本県代表保険者の選考 |

第15 関係機関主催の諸会議への参加 (本会役員及び職員)

| 事業項目 | 事業内容 |
|---------------|--|
| 1 国民健康保険中央会関係 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 国保連合会審査担当職員研修 (エキスパート研修：年間2回) (2) 全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会 (3) 全国国保連合会常務処理審査委員連絡会議 (4) 全国国保連合会審査担当課(部)長会議 (5) 審査支援担当者会議 (6) 全国市町村国保主管課長研究協議会 (7) 全国国保連協会長等連絡協議会 (8) 国保連合会職員等各種研修会 (9) 審査委員会会長連絡協議会 (10) 常務処理審査委員各種研修会 (11) 健康な町づくりシンポジウム (12) 在宅保健師会長連絡会 (13) 第三者行為求償事務担当職員研修 (14) 介護給付費審査委員等各種研修 (15) 介護保険審査支払等システム担当職員研修会 (16) 介護サービス苦情処理委員等研修 (17) 障害者総合支援支払等システムに関する担当者説明会 |
| 2 東北地方国保協議会関係 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 定期総会 (2) 常勤役員会議 (3) 事務局長会議 (4) 国保連合会運営研究協議会 (5) 国保連合会職員各種研修会 (6) 国保連協代表者連絡協議会 |

| | |
|------------------|--|
| | (7) 国保診療施設協議会連絡会議 (8) 審査支払業務ブロック別研修会 (9) 審査委員会会長会議 (10) 介護保険業務連絡協議会 |
| 3 社会保険支払基金宮城支部関係 | (1) 支払基金との社保・国保合同会議の開催（医療上・事務上） (審査情報の共有を行うための情報交換会：年間2回) |
| 4 全国国保診療施設協議会関係 | (1) 全国国保地域医療学会 (2) 全国地域医療現地研究会 (3) 国保直診勤務医師等研修会 |

公告第11号

平成27年度宮城県国民健康保険団体連合会会員負担金及び各種審査手数料等

平成27年度における一般負担金、各種審査手数料等の額は、次に定めるところによる。

I 一般負担金

$$\frac{\text{一般負担金総額 (199,612,000円-1,900,000円)} \times \text{国保被保険者数 (人)}}{\text{年間平均国保被保険者数 (631,734人)}}$$

$$+ 50,000 \text{円} = \text{各保険者負担金}$$

II 直診負担金

| 区 分 | 賦課基準 | 単 価 |
|-------|-------|---------|
| 1 施設割 | 病 院 | 20,000円 |
| | 診療所 | 7,000円 |
| 2 病床割 | 1床当たり | 300円 |

Ⅲ 医療保険に関する手数料等

1 診療報酬等審査支払手数料

| 区 分 | 賦課基準 | 単 価 |
|-----------------|--------|------------------------------|
| 1 国保審査支払手数料 | 1 件当たり | 36円 (平成27年3月審査、4月調定分から適用) |
| 2 公費負担医療審査支払手数料 | 1 件当たり | 96円 (平成27年4月審査、5月調定分から適用) |

2 療養費審査手数料

| 区 分 | 賦課基準 | 単 価 |
|--------------|-----------|------------------------------|
| 1 一般療養費審査手数料 | 国保 1 件当たり | 36円 (平成27年3月審査、4月調定分から適用) |
| 2 柔整療養費審査手数料 | 国保 1 件当たり | 36円 (平成27年3月審査、4月調定分から適用) |

3 機械共同処理業務委託手数料

(1) 電算共同処理受託手数料

国保一般分

| | | | |
|---|-------------|--------|---|
| $\left\{ \begin{array}{l} \text{件 数 割} \\ \text{被 保 険 者 数 割} \end{array} \right.$ | 件 数 割 | 1 件当たり | $13円29銭 \times \text{平成25年度事業年報の件数}$ |
| | 被 保 険 者 数 割 | 1 人当たり | $34円89銭 \times \text{平成25年度事業年報の年間平均被保険者数}$ |

(2) その他

| 区 分 | 賦課基準 | 単 価 |
|-----------------|--------|------|
| 1 乳幼児医療費助成手数料 | 1 件当たり | 32円 |
| 2 出産育児一時金等支払事務費 | 1 件当たり | 210円 |

| | | |
|------------------------|--------------------|------------------------|
| 3 老人保健保険者別医療費 通知手数料 | 給付額通知 (市町村・組 合) | 国で定める基準単価による (月遅れ分) |
| | 支給額通知 (市町村・組 合) | 国で定める基準単価による (月遅れ分) |
| 4 レセプト電算処理システム手 数料 | 1 件当たり | 6 8 銭 |
| 5 退職者医療事業分担金 | 1 人当たり | 国で定める基準単価による |

※ 「2」については、別途契約書によるもの。

(3) オプション

(消費税別途)

| 項 目 | 賦課基準 | 単 価 |
|----------------------------|---------|-----------------------------|
| 1 医療費通知 | 1 世帯当たり | 1 カ月分 4 7 円 |
| | | 2 カ月分 5 0 円 |
| | | 3 カ月分 5 6 円 |
| 2 後発医薬品利用差額通知 | 1 枚当たり | 4 7 円 |
| 3 後発医薬品利用差額通知 コールセンター業務 | | 保険者（全国）の被保険者数による 按分（実績割） |

IV 介護保険に関する手数料等

1 介護給付費審査支払手数料（平成27年4月審査、5月調定分から適用）

| 区 分 | 賦課基準 | 単 価 |
|-------------------------------|--------|---------|
| 1 介護給付費審査支払手数料 (特例介護給付費含) | 1 件当たり | 6 3 円 |
| 2 介護予防・日常生活支援 総合事業費審査支払手数料 | 1 件当たり | 6 3 円 |
| 3 公費負担医療等介護給付費審 査支払手数料 | 1 件当たり | 国で定める単価 |

2 介護保険者事務共同処理手数料

| 区 分 | 賦課基準 | 単 価 |
|------------------------|--------|------------------------------|
| 1 要介護認定更新支援処理 手数料 | 1 件当たり | 20円 (平成27年4月通知分から適用) |
| 2 償還払給付額管理処理 手数料 | 1 件当たり | 63円 (平成27年4月処理分から適用) |
| 3 高額介護サービス費支給 処理手数料 | 1 件当たり | 20円 (平成27年4月通知分から適用) |
| 4 市町村特別給付等支払 処理手数料 | 1 件当たり | 63円 (平成27年4月審査、5月調定分から適用) |
| 5 主治医意見書作成料支払 処理手数料 | 1 件当たり | 50円 (平成27年4月処理分から適用) |
| 6 認定調査委託料支払処理 手数料 | 1 件当たり | 20円 (平成27年4月処理分から適用) |

(消費税別途)

| | | |
|----------------------|--------------------------------------|------------------------------|
| 7 介護給付費通知作成処理手数料 | 1 件当たり | 35円 (平成27年4月処理分から適用) |
| 8 共同処理事務手数料 (保守料) | 1 保険者当たり (年額) ※平成27年4月1日を基準とするもの。 | 100,000円 (平成27年4月処理分から適用) |

※ 「8」については、高額医療・高額介護合算事務手数料が含まれるもの。

3 障害介護給付費支払手数料（平成27年4月受付、5月調定分から適用）

| 区 分 | 賦課基準 | 単 価 |
|--------------------|-------|------|
| 1 障害介護給付費支払 手数料 | 1件当たり | 150円 |
| 2 障害児給付費支払手数料 | 1件当たり | 150円 |

4 障害福祉サービス等に関する市町村事務共同処理手数料
（平成27年4月受付、5月調定分から適用）

| 区 分 | 賦課基準 | 単 価 |
|---------------------|-------|------|
| 1 特例介護給付費支払 手数料 | 1件当たり | 150円 |
| 2 特例障害児給付費支払 手数料 | 1件当たり | 150円 |

V 年金特別徴収経由機関事務手数料

| 区 分 | 賦課基準 | 単 価 |
|-----------------------|------------------|-------|
| 1 年金特別徴収経由機関 事務手数料 | 第1号被保険者 1人当たり | 6円99銭 |

VI 特定健診等データ管理システム手数料

| 区 分 | 賦課基準 | 単 価 |
|------------|------------------------------|--------|
| 1 データ管理手数料 | 1件当たり （健診データ受信時 に1回賦課） | 189円 |
| 2 費用決済手数料 | 1件当たり （費用決済データ受 信毎に賦課） | 20円10銭 |
| 3 国保中央会手数料 | 1件当たり （データ受信毎に賦 課） | 36円56銭 |

Ⅶ 後期高齢者医療に関する手数料

| 区 分 | 賦課基準 | 単 価 |
|---------------|--------|------------------------------|
| 1 診療報酬審査支払手数料 | 1 件当たり | 55円 (平成27年3月審査、4月調定分から適用) |
| 2 一般療養費審査手数料 | 1 件当たり | 55円 (平成27年3月審査、4月調定分から適用) |
| 3 柔整療養費審査手数料 | 1 件当たり | 55円 (平成27年3月審査、4月調定分から適用) |
| 4 電算処理委託手数料 | | 契約に基づく金額による |

平成27年度各種会計歳入歳出予算
(詳細は別紙総括表のとおり)

公告第12号

宮城県国民健康保険団体連合会規約の一部を改正する規約

宮城県国民健康保険団体連合会規約の一部を次のように改正する。

第43条第1号中「よる」を「よること」に改め、同条第2号中「積立金」を「積立資産に属する現金」に改め、同条第3号中「現金」の次に「(前号に掲げるものを除く。)」を加え、同条第4号中「前各号」を「前3号」に、「よる」を「よること」に改める。

第46条の見出しを「(積立資産)」に改め、同条第1項を次のように改める。

第46条 この連合会は、法令又は規則の定めるところにより、積立資産を保有することができる。

第46条第2項中「積立金」を「積立資産」に、「使用してはならない」を「取り崩してはならない」に改め、同条第3項中「積立金」を「積立資産の管理及び運用」に改める。

附 則

この規約は、平成27年2月18日から施行する。

財産の処分について

次のとおり財産を処分したいので国民健康保険法第27条第1項第6号の規定により、議決を求める。

| 区 分 | 保 有 額 |
|------------------------|--------------|
| 財政調整積立金 | 533,841,210円 |
| 国保総合システム機器更新積立金 | 296,598,911円 |
| 介護保険システム機器積立金 | 217,242,798円 |
| 障害者総合支援システム機器等購入積立金 | 40,042,650円 |
| 後期高齢者医療請求支払システム等最適化積立金 | 510,230,975円 |

公告第13号

国保総合システム運用業務に係る債務負担行為

宮城県国民健康保険団体連合会財務規則（平成11年規則第2号）第15条の6の規定に基づき、次のとおり債務負担行為を設定する。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

| 事 項 | 限度額 | 前年度末までの支出（見込み）額 | | 当該年度以降の支出予定額 | | 左の財源内容 | | |
|---|--------------|-----------------|-----|-----------------|--------------|--------|-----|--------------|
| | | 期 間 | 金 額 | 期 間 | 金 額 | 特定財源 | | 一般財源 |
| | | | | | | 国・県支出 | その他 | |
| 国保総合システム運用業務について平成28年度までに、68,713千円を限度として支払うものとする。 | 千円 68,713 | | 千円 | H27 ～ H28 | 千円 68,713 | 千円 | 千円 | 千円 68,713 |

平成26年度各種会計歳入歳出補正予算

平成26年度診療報酬審査支払特別会計（公費負担医療費支払勘定）歳入歳出補正予算（第1号）

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64,380千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,299,176千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。
-

平成26年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）歳入歳出補正予算（第1号）

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ394千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ537,699千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。
-

平成26年度介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第2号）

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,061千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ727,460千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。
-

平成26年度後期高齢者医療診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第2号）

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,294千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ670,405千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、

別表「歳入歳出予算補正」による。

平成26年度一般会計歳入歳出補正予算（第2号）

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,258千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ256,916千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。
-

平成26年度職員退職手当特別会計歳入歳出補正予算（第1号）

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,209千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,213千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。
-

平成26年度介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第3号）

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ727,510千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。
-

平成26年度介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第4号）

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ727,644千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。
-

平成26年度介護保険事業関係業務特別会計（公費負担医療等に関する報酬等支払勘定）歳入歳出補正
予算（第2号）

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,081千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,207,454千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

平成26年度一般会計歳入歳出補正予算（第3号）

平成26年度宮城県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ762,688千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,019,604千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

平成26年度財政調整積立金特別会計歳入歳出補正予算（第1号）

平成26年度宮城県国民健康保険団体連合会財政調整積立金特別会計歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ513,692千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ533,944千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

平成26年度診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第2号）

平成26年度宮城県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ724,025千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,586,511千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

平成26年度介護保険事業関係業務特別会計(業務勘定)歳入歳出補正予算(第5号)

平成26年度宮城県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計(業務勘定)歳入歳出補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ193,548千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ921,192千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

平成26年度障害者総合支援法関係業務等特別会計(業務勘定)歳入歳出補正予算(第2号)

平成26年度宮城県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計(業務勘定)歳入歳出補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,041千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102,481千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

平成26年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計(業務勘定)歳入歳出補正予算(第3号)

平成26年度宮城県国民健康保険団体連合会后期高齢者医療事業関係業務特別会計(業務勘定)歳入歳出補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ511,174千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,181,579千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額

は、別表「歳入歳出予算補正」による。

平成26年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第2号）

平成26年度宮城県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,942千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64,938千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

平成26年度国保高齢者医療制度円滑導入基金事業特別会計歳出補正予算（第3号）

平成26年度宮城県国民健康保険団体連合会国保高齢者医療制度円滑導入基金事業特別会計歳出補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の6款「繰出金」を40,000千円増額し、7款「予備費」を40,000千円減額する。

2 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳出予算の金額は、別表「歳出予算補正」による。

平成26年度診療報酬審査支払特別会計（公費負担医療費支払勘定）歳入歳出補正予算（第2号）

平成26年度宮城県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（公費負担医療費支払勘定）歳入歳出補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126,000千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,425,176千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

平成26年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）歳入歳出補正予算（第2号）

平成26年度宮城県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）歳入歳出補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45,000千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ582,699千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。